

宮古地方振興局長告示第8号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年7月28日

宮古地方振興局長 大矢正昭

福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373000504	田老和心会指定訪問入浴介護事業所	宮古市田老字養呂地6番地2	平成18年5月31日